

定められた命令等及び根拠法令条項一覧表

【省令】

	意見募集対象	根拠規定
(1)	電波法施行規則等の一部を改正する省令（令和8年総務省令第26号） （電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号））	電波法(昭和25年法律第131号)

【告示】

	意見募集対象	根拠規定
(2)	電波法第六条第八項第五号の規定に基づく総務大臣が公示する区域（令和8年総務省告示第81号）	電波法第6条第8項第5号
(3)	周波数割当計画（令和6年総務省告示第402号）の一部を変更する件（令和8年総務省告示第87号）	電波法第26条第1項
(4)	昭和61年郵政省告示第395号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を変更する件（令和8年総務省告示第82号）	電波法第7条第1項第2号 等
(5)	平成24年総務省告示第426号（電波法第六条第八項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件）の一部を変更する件（令和8年総務省告示第83号）	電波法第6条第8項
(6)	平成30年総務省告示第356号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を変更する件（令和8年総務省告示第84号）	無線局免許手続規則別表第2号の4
(7)	平成31年総務省告示第23号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、時分割複信方式を用いるもの及びローカル5Gの無線局の技術的条件を定める件）の一部を変更する件（令和8年総務省告示第85号）	無線設備規則第49条の6の12第2項第2号 等

【訓令】

	意見募集対象	根拠規定
(8)	電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令（令和8年総務省訓令第5号）	電波法（昭和25年法律第131号）第7条 行政手続法第5条第1項